

仕 様 書

1. 委託業務名 林道・森林作業道維持管理委託業務
2. 委託業務場所 豊橋市石巻西川町地内他 本市所管林道（6路線）および森林作業道（1路線）
※別添地図参照
3. 委託期間 令和6年7月5日から令和6年10月31日
4. 業務内容
 - (1) 草刈作業（水船線は2回以上、その他路線は1回以上。）
 - (2) 側溝の整備
 - (3) 林道・森林作業道の支障となる枝葉等の処理
 - (4) 林道・森林作業道仮修繕（必要に応じて。土のう袋等は受託者負担。）
 - (5) パトロール（各路線1回以上）

※(1)について、刈り取った雑草は速やかに資源化センターに運搬処理すること。

※(2)および(3)について、吉祥山線は2回以上、その他路線は1回以上行うこと。
5. 報告
 - (1) 業務報告書（当月分を翌月10日までに報告）
 - (2) 業務写真（4の(1)から(4)までの各業務ごとに作業前・作業後の写真とする。）
6. その他
 - (1) 契約書及び本仕様書に示していない事項及び疑義を生じた場合については、その都度発注者と協議の上、その指示を受けるものとする。
 - (2) 除草により発生した廃棄物の処分費用（資源化センター投入料金）については、投入量に応じて業務完了時に精算する。
 - (3) 業務報告書を提出する際には、資源化センターより交付される計量伝票を添付する。
 - (4) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
 - (5) 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
 - (6) 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育*を実施し、報告すること。

- (7) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- (8) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- (9) 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- (10) 建設工事保険等の加入について
- (11) 保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- (12) 保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。

保険契約後は証券の写しを提出すること。

※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。

<参考>

機械刈除草面積算出

	路線名	所在地	延長 (m)	幅員 (m)	法面幅 (m)	舗装部分 (m)	機械刈面積 (㎡)
林道	1. 吉祥山線	石巻西川町	593	3.6	1.5	150	2,280
	2. 水船線	石巻中山町	813	3.6	1.5	0	3,496
	3. 石巻（支）線	石巻町	523	3.6	1.5	0	1,464
	4. 正宗寺線	嵩山町	563	4	1.5	306	1,077
	5. 犬の津線	石巻町	475	2.4	1.5	0	1,045
	6. 山尾曾根線	嵩山町	1,000	2.4	1.5	270	1,876
森林作業道	1. 北山支線	嵩山町	824	3	1.5	0	2,060
	計7路線		4,791			726	13,298

機械刈面積(㎡) = 延長m × (路側帯 0.5m × 2 + 法面 1.5m) + (延長 m - 舗装m) × 幅員m × 草地率 50%

吉祥山線・水船線

機械刈面積(㎡) = 延長m × (路側帯 0.5m × 2) + (延長 m - 舗装m) × 幅員m × 草地率 50%

その他の路線

